

西々 望 書

外務大臣

大平 正才 殿

私達は、現在日本に居る韓国の原爆被害者孫振斗とその原爆症治療及び日本在留の要求を支持するものであります。本日集まつてこの問題及び関連する問題について話し合いました。

去る10月8日、「韓国原爆被害者を救済する会」会長本吉義宏氏が観音寺市において貴殿に面会の際、貴殿から外国人被爆者救済のための特別立法措置をとる必要がある旨の発言のあったこと。10月9日付朝日新聞朝刊の記事で知りました。私達はこの発言を歓迎する

とともに、早急に立法措置をとられるようにここに要望いたします。

外国人被爆者は海外だけでなく、日本国内にも多数居住しています。孫振斗氏は一九四五年八月六日広島市皆実町一丁目にて、被爆し、その後韓国に送還されましたが、体の調子が悪くなり、釜山の病院で診断をうけた結果被爆者によく見られる白血球減少である事が判明しました。



孫振斗氏は原爆症の治療を受け、そのため日本に密入国し、出入り管理令違反で佐賀地方裁判所唐津支部において懲役10ヶ月の判決をうけ、控訴後一九七二年六月七日、福岡高等裁判所において控訴棄却の判決をうけ、刑の確定後同月二五日福岡刑務所に収監されました。孫氏は一九七二年八月十二日、結核の病状が悪化したため刑の執行停止処分を受け、同日福岡県粕屋郡古賀町ス保安山所在の国立福岡東病院に結核予防法に基づき命令入所の処置を受け、現在に至っています。

孫振斗氏は、原爆症治療を受ける手たこととして昨斗十五日福岡県に「原子爆弾被害者の治療等に関する法律」第三条に基づき被爆者健康手帳の交付申請をおこないましたが、本年七月十四日、却下の通知を受けたため、かかる却下処分の取消を求めて十月二日、福岡県を相手どり、福岡地方裁判所民事部に提訴しております。

私達は、外国人被爆者救済の一環として孫振斗氏の治療費用が実現するよう、貴院が何らかの措置を講ぜられようことを望みます。外国人被爆者救済の立法措置が、孫振斗氏を含むすべての被爆者の治療治療実現に結びつくよう、私達は願っております。

一九七二年十月二十九日

孫振斗七心支援ニホシウム  
出席者一同

代表者

小林良生

奈良市西大寺比町

一〇四〇二

# 原子爆弾被爆者対策の概要

## I 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

1. 制 定 昭和32年3月31日

施 行 昭和32年4月1日 改 正 昭和35年8月 以下略

### 2. 同法の目的

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、同法が被爆者に対し、健康診断と必要な医療を行なうことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的としている。

### 3. 被爆者の範囲

被爆者は次に掲げる基準区分に従って、一般被爆者と特に原子爆弾の放射能を多量に浴びた特別被爆者とに区別され、一般被爆者は「被爆者健康手帳」を、特別被爆者は「特別被爆者健康手帳」を、本人が居住する都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては当該市の長）に申請し、その交付を受けることにより同法上の被爆者となる。

#### (1) 一般被爆者（法第2条）

- イ. 直接被爆者（1号） 原爆が投下された際広島市長崎市内又は一定の隣接地域内で直接被爆した者
- ロ. 入市者（2号） 原爆が投下されてから2週間以内（広島市にあっては8月20日、長崎市にあっては8月23日まで）に一定地域内にあった者
- ハ. 死体処理及び救護に当たった者等（3号）  
原爆が投下された際又はその後身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者
- ニ. 胎 児（4号） 上記イロハの被爆者の胎児

#### (2) 特別被爆者（政令第6条）

- イ. 3Km以内の直接被爆者（1号）  
原爆が投下された際、爆心地から3Kmの地域内にあった者及びその胎児
- ロ. 認定被爆者（2号） 自傷又は疾病が原爆の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定をつけたいわゆる「原爆症」の患者
- ハ. 特定の疾病のある者（3号）  
同法の健康診断の結果、造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害があると認められた者
- ニ. 入市者（4号） 原爆が投下された後、3日以内（広島市にあっては8月9日、長崎市にあっては、8月12日まで）に一定地域内にあった者及びその胎児

ホ. 放射能濃厚地区にあった者(5号)

とくに、いわゆる残留放射能が濃厚であったと認められる地区にあった者及びその胎児

#### 4. 同法による措置

##### (1) 健康診断

被爆者の健康管理のために、全被爆者を対象に年間に定期2回、希望2回、計4回の健康診断を実施し、一般検査のほか医師が必要と認める者に対しては、精密検査(病状等に収容して行なう収容検査を含む)を実施している。

##### (2) 医療の給付

医療の給付には、認定被爆者の認定疾病に対する医療の給付と特別被爆者の一般疾病に対する医療の給付とがある。

##### イ. 認定疾病医療

原爆の傷害作用に起因する負傷又は疾病で、厚生大臣が認定したものに對する医療の現物給付であつて全額国費をもつて行なつてゐる。

又、原爆の傷害作用に起因する負傷又は疾病には、白血病、白血球減少症、肝臓機能障害等があり、被爆者の申請に基づき、原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聴いて厚生大臣が認定することとしている。

##### ロ. 一般疾病医療

特別被爆者の負傷又は疾病に対する医療費の支給であつて、健康保険、国民健康保険、その他いわゆる社会保険又は、公費負担による医療制度の給付をうけることができる場合は、その給付の額を控除した残額を限度として支給するものである。

## II 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

1. 制 定 昭和43年5月20日

施 行 昭和43年9月 1日 改 正 昭和44年7月 以下略

### 2. 同法の目的

原子爆弾の被爆者であつて、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的としている。

### 3. 同法による措置

#### (1) 特別手当の支給

認定被爆者であつて認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、これらの者が有する特別の需要をみたすため、月額10,000円又は 5,000円の手当を支給する。

#### (2) 健康管理手当の支給

特別被爆者のうち、造血機能障害、汗腺機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病にかかっているものであつて、① 55歳以上のもの ②国民年金法別表第2級程度の身体上の障害又は原子爆弾の傷害作用の影響による小頭症の病状若しくは頭部、顔面等の麻痺を有するもの ③18歳未満の子、孫又は弟妹を扶養している配偶者のない女子等に対し、月額4,000円の手当を支給する。

#### (3) 医療手当の支給

認定被爆者が、認定を受けた負傷又は疾病について、医療の給付を受けた場合慰安又は教養の手段を与えることにより、精神的安定を図り、医療効果を高めるため、1か月のうちの受療日数等に応じて、6,000円又は4,000円の手当を支給する。

#### (4) 介護手当の支給

特別被爆者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第3級程度の精神上又は身体上の障害のため介護を必要とする状態にあり、かつ、介護のために費用を支出したものに対し、日数に応じて10,000円、7,500円又は5,000円を支給する。

#### (5) 葬祭料の支給

特別被爆者が死亡したときは、葬祭を行なう者に対し、16,000円の葬祭料を支給する。

1. 被爆者健康手帳交付数

(昭和47年3月31日現在)

	特別被爆者 (令第5条)						一般被爆者 (法第2条)					被爆者 合計	指定医 療機関	接病 指定医 療機 関
	1号	2号	3号	4号	5号	計	1号	2号	3号	4号	計			
広島県	30,682	917	1,499	36,679	2,666	72,443	1,172	4,217	2,974	75	8,438	80,881	116	3,165
広島市	56,442	1,866	1,303	20,543	2,950	82,804	5,088	3,365	634	199	9,286	92,090		
小計	87,124	2,483	2,802	57,222	5,616	155,247	6,260	7,682	3,608	274	17,724	172,971	116	3,165
長崎県	8,687	157	1,143	7,616	1,582	19,290	1,534	1,066	680	40	3,340	22,630	26	1,204
長崎市	30,484	823	4,275	18,540	12,985	67,187	14,270	778	43	195	15,286	82,473		
小計	39,161	980	5,423	26,256	14,567	86,477	15,924	1,844	623	235	18,625	105,103	26	1,204
北海道	284	4	10	146	18	462	17	15	1	-	33	495	10	365
札幌市	45	3	-	18	3	69	2	-	-	-	2	71	3	30
旭川市	57	3	2	22	1	85	2	1	-	1	4	89	3	60
富良野市	100	8	1	36	9	154	6	9	1	-	16	170	5	58
秋田県	23	3	-	5	1	32	-	1	1	-	2	34	4	24
山形県	66	2	1	19	-	88	8	3	-	-	11	99	2	137
仙台市	81	3	1	19	7	111	14	3	-	-	17	128	7	33
茨城県	208	3	-	43	9	263	17	9	1	-	27	290	2	174
栃木県	151	-	-	46	10	207	4	2	-	-	6	213	2	22
群馬県	107	37	1	33	7	185	2	1	-	-	3	188	3	147
埼玉県	574	9	2	175	107	867	36	20	-	1	57	924	3	137
千葉市	703	8	7	567	92	1,377	52	41	11	2	106	1,483	4	209
東京都	5,442	67	40	1,404	817	7,770	205	68	15	12	300	8,070	9	305
神奈川県	2,077	10	7	597	228	2,919	201	77	11	-	289	3,208	6	3,387
新潟県	97	-	-	29	7	133	24	1	-	-	25	158	2	74
富山県	71	2	3	31	10	117	-	2	3	-	5	122	3	49
石川県	89	2	1	28	4	124	17	1	-	-	18	142	2	62
福井県	93	2	-	47	-	142	14	1	1	-	16	158	3	27
山梨県	52	-	-	21	4	77	11	4	-	-	15	92	2	15
長野県	107	7	1	28	1	144	7	1	2	-	10	154	8	1,785
岐阜県	246	10	1	132	38	427	47	17	2	-	66	493	2	83
静岡県	410	4	5	127	29	576	39	17	-	-	56	631	3	886
愛知県	1,274	11	27	495	149	1,956	204	53	14	3	274	2,230	5	987
三重県	301	6	-	124	27	458	39	20	7	1	67	525	2	1,090
滋賀県	151	3	1	53	5	213	14	-	-	-	14	227	2	92
京都府	682	85	2	213	60	1,042	56	23	5	2	91	1,133	6	1,394
大阪府	4,178	162	76	1,253	493	6,162	630	308	14	24	976	7,138	7	1,277
兵庫県	2,563	38	32	806	228	3,667	154	143	13	4	319	3,986	12	420
奈良県	244	1	1	96	16	368	8	8	4	-	20	378	3	174
和歌山県	253	-	1	44	7	305	50	34	14	-	98	403	4	27
鳥取県	407	22	-	87	15	531	23	26	-	-	49	580	4	104
島根県	1,181	21	29	604	36	1,871	30	151	4	-	185	2,056	5	721
岡山県	1,841	62	7	602	54	2,566	153	119	22	5	299	2,865	5	1,981
山梨県	4,462	88	26	1,417	132	6,125	415	298	36	8	757	6,882	10	1,163
徳島県	237	13	-	82	14	346	6	3	0	-	17	363	4	214
香川県	430	23	11	155	16	635	22	17	3	-	44	679	7	338
愛媛県	990	120	4	298	19	1,431	147	80	7	3	237	1,668	6	419
高知県	166	-	2	44	6	218	34	9	-	-	43	261	2	185
福岡県	3,055	82	99	1,261	604	5,701	602	239	26	10	877	6,578	22	4,884
佐賀県	997	67	15	339	94	1,512	83	39	17	2	141	1,653	4	578
熊本県	1,152	4	13	460	172	1,801	98	54	1	-	153	1,954	2	1,111
大分県	544	10	8	186	54	802	32	17	4	-	53	855	3	1,074
宮崎県	442	6	9	133	22	612	40	20	3	-	63	675	7	392
鹿児島県	562	4	3	131	67	767	62	18	1	-	81	848	2	312
沖縄県	125	20	12	101	-	258	11	5	1	-	17	275		
小計	37,920	1,085	461	12,557	3,692	55,665	3,640	1,988	253	73	5,959	61,624	212	27,104
合計	164,195	4,498	8,686	95,035	23,975	297,389	25,824	11,414	4,184	537	12,309	339,698	354	31,473

2. 被爆者健康手帳交付状況

区分	年度	32年度	35年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
特別被爆者	人	—	83,323	217,304	245,080	258,786	269,415	274,597	281,440	(258) 297,389
一般被爆者		200,984	151,866	54,291	56,615	54,375	52,284	51,440	51,596	(17) 423,09
計		200,984	235,189	281,595	301,695	313,161	321,699	326,037	333,045	(275) 339,698

注：昭和46年度( )内は、沖縄分再掲である。

3. 原爆疾病医療給付状況

区分	年度	32年度	35年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
認定疾病件数		1,668	12,189	8,152	7,860	7,482	8,461	10,796	10,982	11,246
一般疾病件数		—	274,784	864,683	1,247,541	1,459,257	1,640,997	1,789,807	1,860,941	1,963,575

注：昭和35年度より一般疾病医療費支給の実施

4. 健康診断実施状況

区分	年度	32年度	35年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
実数	一般検査	893,46	94,087	210,163	230,894	257,222	327,559	358,186	359,984	377,104
数	精密検査	12,990	13,660	33,267	32,546	33,829	40,030	42,537	57,043	68,914

注：昭和40年度より定期外健康診断実施

5. 特別手当及び健康管理手当認定状況(累計)

区分	年度	43年度	44年度	45年度	46年度
特別手当	人	1,286	1,687	1,798	1,821
健康管理手当		9,516	16,252	20,738	28,805

6. 医療手当、介護手当及び葬祭料支給状況

区分	年度	35年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
医療手当	件	3,396	6,570	6,737	6,728	8,463	12,089	12,901	13,037
介護手当		—	—	—	—	333	1,118	1,367	1,409
葬祭料		—	—	—	—	—	2,638	3,735	3,563

注：当該年度に支給した延件数である。



複用者 48 被爆者 1-3/100  
 原爆者 31.3 47

7. 原爆障害対策費予算の状況

区 分	年 度		3 2	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7	
原 爆 被 爆 者 医 療 費	100,782	2,116,965	2,501,746	3,434,182	4,402,477	5,372,977	6,464,063	7,918,122	8,325,327	8,325,327	48
原 爆 疾 病 医 療 費	100,782	73,926	89,981	88,823	82,941	112,076	139,929	181,592	157,127	157,127	
原 爆 関 連 疾 病 医 療 費 (44年度から被爆者保険本人 一部負担医療費を含む)		2,043,039	2,411,765	3,345,359	4,319,536	5,260,901	6,324,134	7,736,530	8,166,205	8,166,205	
原 爆 被 爆 者 健 康 診 断 費 交 付 金	70,945	250,641	282,776	301,196	324,262	450,453	508,820	596,191	634,277	634,277	
原 爆 被 爆 者 手 当 交 付 金				538,122	1,071,918	1,088,098	1,523,662	2,685,819	2,027,918	2,027,918	
特 別 手 当 交 付 金				213,812	433,960	435,960	257,040	259,665	284,445	284,445	
健 康 管 理 手 当 交 付 金				285,386	587,340	587,340	1,182,276	2,309,646	3,585,744	3,585,744	
医 療 手 当 交 付 金 (43年度までは支給事務費を含む)		18,987	19,402	26,223	27,102	42,907	47,040	62,212	61,876	61,876	
手 当 支 給 事 務 費 交 付 金				12,751	21,516	21,891	37,306	54,296	97,443	97,443	
原 爆 被 爆 者 介 護 手 当 補 助 金				62,884	125,789	133,000	24,111	26,507	18,424	18,424	
原 爆 被 爆 者 葬 祭 料 交 付 金						30,394	34,658	39,653	74,377	73,851	
原 爆 被 爆 者 復 元 調 査 費 補 助 金						2,911	3,101	3,381	3,381	3,381	
原 爆 被 爆 者 保 險 福 祉 施 設 等 整 備 費 補 助 金					111,016	2,209		103,963			
原 爆 被 爆 者 保 險 福 祉 施 設 運 営 費 補 助 金					17,307	67,271	77,869	92,145	122,428	202,185	
調 査 研 究 委 託 費	1,800	753	753	3,000	3,000	4,000	4,000	10,000	35,755	35,755	
原 爆 被 爆 者 支 援 調 査 費		5,143	747								
原 爆 疾 病 病 理 課 本 室 整 備 費 補 助 金			5,637								
原 爆 病 院 施 設 等 整 備 費 補 助 金					71,677			24,194	8,517		
計	173,527	2,392,489	2,811,061	4,539,384	6,027,320	7,163,974	8,683,749	11,549,305	13,323,105	13,323,105	

(48)